

自転車防犯登録のポイント

NO. 2

無登録の自転車の新規登録

次の2通りの方法があります。

- ① 警察署で手続きを行う。
- ② 交番, 駐在所で「**防犯登録証明書**」の発行を受けて貰い, その証明書を確認して貴店で新規登録を行う。
ただし, 貴店が申請者に販売した自転車であることが明白な場合は, 「防犯登録証明書」は必要ありません。
例として, 1週間前に, 貴店が販売した自転車で, お客様が再来店して, 「防犯登録をして欲しい。」旨の申請を受けた場合などです。

※ 「**防犯登録証明書**」

警察官が実際に自転車を確認して, 「不正な自転車ではない。」ことを証明する書類です。交番, 駐在所で発行しています。

県外から転入して来た方の防犯登録

自転車の防犯登録制度は都道府県単位で行われており, 他県から転入された方は広島県の防犯登録が必要となります。

1 申請者が他県の防犯登録カードの控えを所持している場合

- 貴店で車体番号を確認の上, 新規登録をしてください。
- 他県の旧防犯登録証は, 申請者が希望すれば, 抹消せずに残しておくことができます。
例として, 申請者が将来, 県外の元の住所地に再転出する可能性がある場合です。
この場合は, 広島県の新しい防犯登録証(シール)は, 他県の防犯登録証(シール)と重ならないように貼付してください。
- 他県の旧防犯登録を抹消する場合は, 「抹消カード」に必要事項を記入の上, 新規登録カードと一緒に県防連に送付してください。
「抹消カード」の防犯登録番号欄には, 枠線を気にせず, 他県の防犯登録番号を正しく転記してください。

2 申請者が他県の防犯登録カードの控えを所持していない場合

次の2通りの方法があります。

- ① 警察署で手続きを行う。
- ② 交番, 駐在所で「**防犯登録証明書**」の発行を受けて貰い, その証明書を確認して貴店で新規登録を行う。